

交付していますか？ もらっていますか？

# 労働条件通知書

3月は「労働条件明示強化月間」です。



良好な職場環境の第一歩は 労働条件の明示から

労働者を採用するときは、労働条件通知書を交付しましょう。

事業場に採用されたら、交付された労働条件通知書を確認しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、労働条件を明示した書面を交付しなければなりません。（労働基準法第15条）



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

沖縄労働局